



令和7年5月26日

世田谷区コミュニティ交通導入ガイドラインについて

世田谷区では、令和7年6月に公共交通不便地域の中で、重点的に対策を検討する地域において、コミュニティ交通の導入に向けた流れをまとめた「世田谷区コミュニティ交通導入ガイドライン」を策定します。

1 ガイドラインの主旨

本ガイドラインは、砧モデル地区でのA Iとワゴン車両を活用したデマンド型交通による実証運行の取組みを踏まえ、公共交通が不便な地域の中で、重点的に対策を検討する地域において、区民、交通事業者、区が協働・連携して、それぞれの地域の交通事情や特性に応じた、新しいコミュニティ交通の検討・導入を目指すものです。

【実証運行】＊令和7年10月から週5日運行に拡充予定

砧1～8丁目、大蔵1～3丁目で令和5年5月から週3日運行している。

(1) 利用実績

1日平均40～50人程度、1か月平均550人程度

(2) 運賃

大人 300円、小児 150円、未就学児 無料、70歳以上 100円（割引証の提示が必要）

(3) 乗降地点

46か所

(4) 運行車両

ワゴン車両1台（定員8名）

(5) 予約方法

専用予約サイトまたは電話

2 ガイドラインの内容

新たなコミュニティ交通の導入にあたり、本格運行までの流れを、4つの「Step」に分け、地域、交通事業者、区のそれぞれの役割を定めました。

Step 1：課題整理

「地域協議会」を設立。高齢化率、道路状況、地域特性等を確認し、課題を整理。

Step 2：調査・検討

地域のニーズを調査し、地域に適したコミュニティ交通を検討。

Step 3：実証運行

実証運行の実施（PR、実施、運行の評価まで行う）

Step 4：本格運行

本格運行の実施（PR、実施、継続可否の判断まで行う）

【ガイドラインの特徴】

重点検討地域において新たな輸送サービスを確保し、維持していくためには、地域の課題や実情を知る地域の方々が主体となって、地域の移動手段を「守り」「育てる」意識が大切です。区は地域と連携しながら、協力・支援していきます。

3 今後の取組みについて

本ガイドラインに基づき、今後、見込まれる超高齢社会や単身高齢者の増加といった社会状況を踏まえ、住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるように、公共交通不便地域対策を進め、福祉の増進や地域の活性化を促し、出かけやすい環境や住みやすい街づくりに取り組めます。

◎問合先 交通政策課

電話 03-6432-7946